

学校生活のしおり

(令和7年度版)

愛知県立一宮特別支援学校

【目次】

1	本校の教育目標	1
2	各部の目標	
3	通学について	
4	校内での車両の通行について	2・3
5	各部の日課および短縮授業について	4
6	防災について	5・6
7	不審者侵入時の対応	7
8	医薬品使用の管理・介助について	8
9	出席停止について	9・10
10	レスキューセット作成について	11・12
11	緊急時に使用する医療用医薬品について	13
12	医療的ケアについて	14
13	学校給食について	14
14	専門機関との連携について	15・16
15	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について	17・18
16	中学部・高等部生徒の服装・頭髪・持ち物等について	19
17	成年年齢の引き下げに伴う本校の対応について	20
18	連絡先	20
19	ラーケーションの日について	20
20	その他	21

I 本校の教育目標

幼・小・中・高の各部の独自性と一貫性を柱とし、幼児児童生徒一人一人の特性と能力に応じた教育をすすめ、家庭や社会の成員として、力強く生き抜く人間を育成する。

- ア いのちを尊び、こころやからだを鍛え、たくましく生きる力を養う。
- イ 自ら学び、深く考え、広い視野をもって主体的に行動する力を養う。
- ウ 礼節を重んじ、自らを律し、他とともにこころ豊かな生活を築く態度を養う。
- エ 身辺処理能力の向上と社会生活に必要な基本的な生活習慣を養い、自立し社会参加する力を養う。
- オ 地域の学校との交流及び共同学習の充実を図る。

校訓 たくましく ゆたかに すこやかに

2 各部の目標

(1) 幼稚部

- ・友達や教師との関わりを通して、集団での活動に参加する態度や習慣を身に付ける。
- ・体験的な活動を通して、心身の調和のとれた発達の基礎を培う。

(2) 小学部

- ・集団生活を通して生活経験を広げ、発達段階に応じた思考力、判断力、表現力等を育成する。
- ・個に応じた指導を通して、基礎的な学力及び基本的な生活習慣を身に付ける。

(3) 中学部

- ・小学校段階で培ってきた力を基に、たくましく豊かな心と主体性を育てる。
- ・個に応じた指導と集団生活を通して、日常生活に必要な知識、技能、態度および習慣を身に付ける。

(4) 高等部

- ・中学校段階で培った力をさらに育成し、将来の社会生活に必要な知識や技能を身に付ける。
- ・自己理解を促し、各生徒の特性に応じた体験的な学習を通して、より豊かな生活を送る基盤をつくる。

3 通学について

幼児児童生徒への安全対策ならびに不審者対策の一環として、「入校許可証」及び「校内通行証」の使用を下記のとおり行っています。御来校の際は、必ず携行をお願いします。

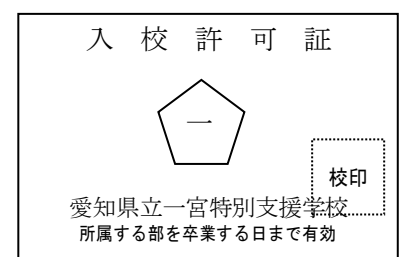
(1) 配付物

入校許可証（1部） 校内通行証（2部）

※ 新入学者には、カードケース(1)と首掛けホルダー(2)も配付

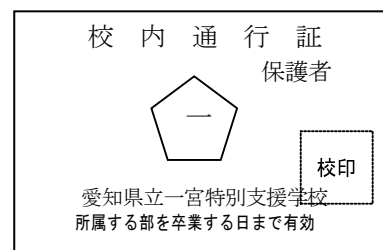
(2) 使用方法

- ア 「入校許可証」（1部）《B5サイズ》
車のダッシュボードの上に必ず置いてください。



- イ 「校内通行証」(2部)《B7サイズ》
送迎時、授業参観や運動会、文化祭等の学校行事の際
は必ず着用してください。

- ウ 部別の色
幼稚部【黄】 小学部【ピンク】
中学部【青】 高等部【黄緑】



(3) その他

- ・御兄弟等の校内通行証着用は必要ありません。
- ・学校行事等で校内通行証が2部以上必要な場合は、事前に担任にお申し出ください。
なお、行事等が終わりましたら担任へ返却をお願いします。
- ・使用期限は各所属部の在籍期間です。卒業後は速やかに御家庭で破棄してください。
- ・本校内で進学された場合は、新年度新たな「入校許可証(1部)」「校内通行証(2部)」をお渡しします。カードケースと首掛けホルダーは、継続使用してください。
- ・本校から転出される場合、「入校許可証(1部)」と「校内通行証(2部)」の用紙を返却してください。

4 校内での車両の通行について

下記の注意事項と次ページの校内地図をよく確認して、安全な通行に御協力ください。

(1) 校内の車両の通行について

- ・正門は東側から入り西側から出る一方通行です。
(校門の閉門時に入退校される場合は、通過後の閉門を確実にお願いします。)
- ・校内での車両の通行は最徐行で左側通行をお願いします。
(次ページ校内地図の矢印のように通行してください。)
- ・東側駐車場のロータリーは右回りの一方通行です。

(2) 駐車場について

- ・通常は「保護者駐車場」に駐車してください。斜線部分は駐車禁止です。
- ・以下の行事日については「※」のついた職員駐車場(東側フェンス沿い)も利用できます。

入学式・卒業式・始業式・終業式・長期休業前の最終日・長期休業後の初日
授業参観及び懇談会・学校公開日・運動会・文化祭

- ・満車の場合は北西門より入り、運動場南側の駐車場を御利用ください。
- ・スクールバス発着場、保健室、車庫付近は駐車禁止です。乗降及び駐車は御遠慮ください。
- ・スクールバスが待機している時間(校内地図の「S B待機時」)は、職員室北側フェンス沿い、玄関西側駐車場は利用できません。北西門側にある保護者駐車場を御利用ください。

(3) 幼児児童生徒の乗降について

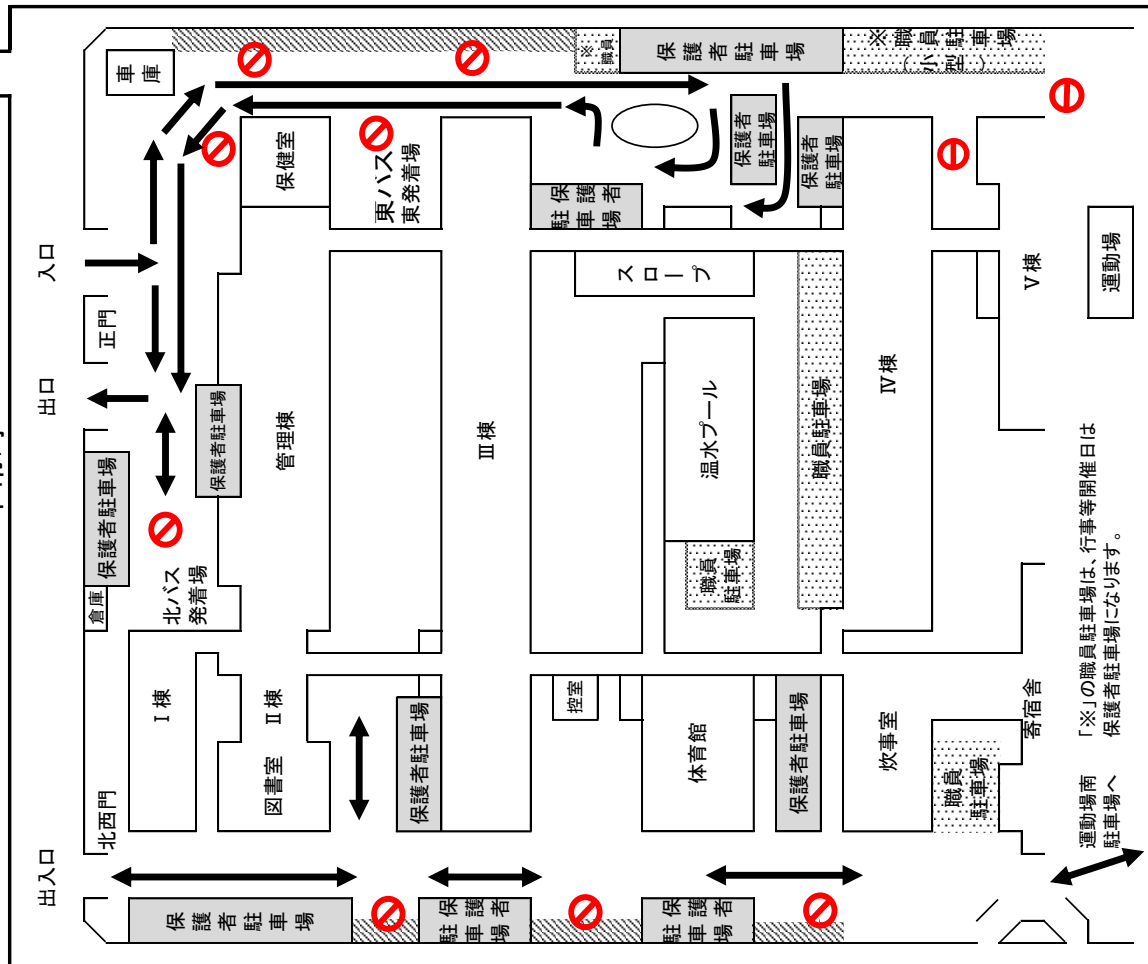
- ・他の幼児児童生徒や車両等に十分注意して乗降をお願いします。
- ・雨天時等は自家用車乗降口を御利用ください。
- ・渡り廊下へ乗り上げての乗降は危険が伴いますので、絶対に行わないでください。

(4) その他

- ・通行中及び駐車中のトラブルに関しては責任を負えません。各自の責任において安全運転、駐車等をお願いします。

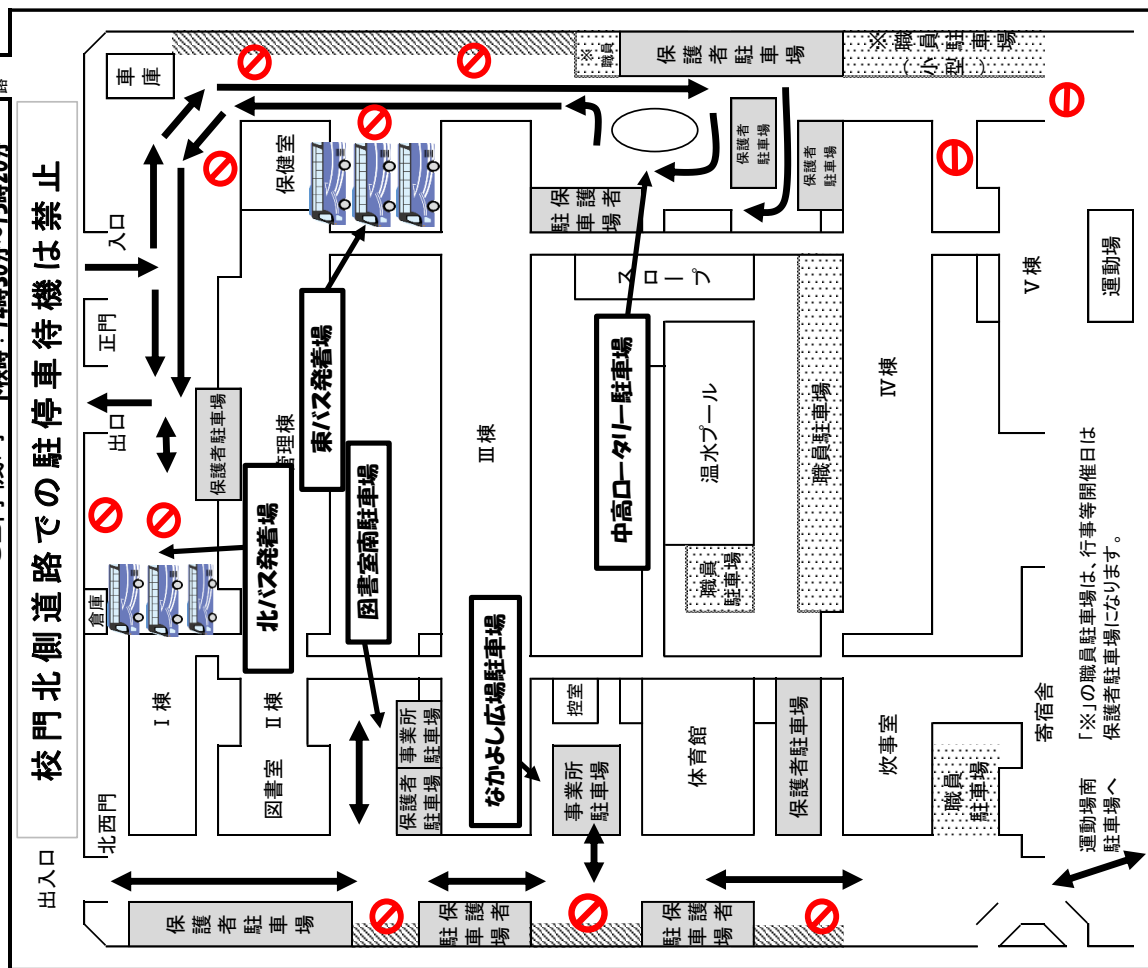
校内での車両の通行方法及び駐車場図

平常時



SB待機時
登校時：8時40分～9時
下校時：14時30分～15時20分

校門北側道路での駐車車待機は禁止



5 各部の日課および短縮授業について

① 幼稚部日課表

時間	曜日	月	火	水	木	金
		登校				
9:20		みんなでおはよう				
9:45						
9:55		のびのびタイム				
10:40						
10:50		わくわくタイム				
11:35						
11:45		わくわくタイム				
12:20		給食指導				
13:20		かえりのかみ、下校指導				

② 小学部日課表

45分授業

時間	曜日	時限	月	火	水	木	金
8:40		スクールバス到着、登校					
8:50		短学活					
9:00		1限					
9:45							
9:55		2限					
10:40							
10:50		3限					
11:35							
11:45		4限					
12:30		給食指導・清掃指導					
13:20		5限					
14:05							短学活
14:15		6限					14:25
15:00		短学活、下校指導					
15:20		スクールバス発車					

③ 中学部日課表

50分授業

時間	曜日	時限	月	火	水	木	金
8:40		スクールバス到着、登校					
8:50		短学活					
9:00		1限					
9:50							
9:55		2限					
10:45							
10:50		3限					
11:40							
11:45		4限					
12:35		給食指導・清掃指導					
13:20		5限					
14:10							
14:15		6限					
15:05		短学活、下校指導					
15:20		スクールバス発車					

④ 高等部日課表

50分授業

時間	曜日	時限	月	火	水	木	金
8:40		スクールバス到着、登校					
8:50		S T					
9:00		1限					
9:50							
9:55		2限					
10:45							
10:50		3限					
11:40							
11:45		4限					
12:35		給食指導・清掃指導					
13:20		5限					
14:10							
14:15		6限					
15:05		ST、下校指導					
15:20		スクールバス発車					

【短縮授業の日課表】（幼小中高共通）

時 間	日 課(11:30 下校)
8:40～ 8:50	スクールバス到着・登校
8:50～ 9:00	朝学活、S T 等
9:00～ 9:40	1 限 (40 分授業)
9:45～ 10:25	2 限 (40 分授業)
10:30～ 11:10	3 限 (40 分授業)
～ 11:30	下校指導 (S B 11:30 発)

【個別懇談日の日課表】

時間 ()内は幼小	日 課 (13:30 下校)
8:40～ 8:50	スクールバス到着・登校
8:50～ 9:00	朝学活、S T 等
9:00～ 9:50 (～9:45)	1 限(幼小 45 分、中高 50 分授業)
9:55～ 10:45 (～ 10:40)	2 限(幼小 45 分、中高 50 分授業)
10:50～ 11:40 (～ 11:35)	3 限(幼小 45 分、中高 50 分授業)
11:45～ 12:35 (～ 12:30)	4 限(幼小 45 分、中高 50 分授業)
～ 13:20	給食指導
～ 13:30	下校指導 (S B 11:30 発)

※ 短縮授業の日にちについては、年間行事予定を御確認ください。

※ 個別懇談日は、午前中は通常日課での授業を行い、給食を食べてからS B(スクールバス) 13 時 30 分発下校となります。

※ 放課後等デイサービス等への送迎時間の連絡は、保護者の方からお願いいたします。

6 防災について

※以下には簡略化した各種対応方法を記しています。

対応の詳細に関しては、本校のホームページに掲載しておりますので御確認ください。

(1) 各種気象警報（暴風・大雨・暴風雪・大雪）発表時の対応表

＜本校の対象区域＞ 一宮市・江南市・稲沢市・津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村		
警報発表時刻	授業及び登下校の対応	
6:00 ↓ 8:50	臨時休業	
	S B	発表後の乗車は中止し、学校まで運行。既に乗車している児童生徒については、学校まで保護者の迎えを依頼
8:50 ↓ 15:20		・授業を中断し、下校準備（給食を実施しない場合があります） ・学校まで保護者の迎えを依頼
	S B	学校出発時刻を保護者に連絡
15:20 ↓		・保護者、福祉サービス事業所利用者はそのまま帰宅 ・自力通学生は、安全に移動できる状態が確認できればそのまま帰宅
	S B	終点まで運行

＜特別警報について＞

- ・在校中に発表された場合、安全確認を行った後に、保護者の方と下校します。

(2) 大規模地震・大規模災害等発生時の対応

- ・尾張地域に、原則震度5強以上の地震が発生した場合
- ・大規模な災害（集中豪雨・洪水・河川の氾濫等の風水害や火災など）が発生した場合

	登下校方法		対応方法		備考 学校からの連絡等
登校前			臨時休業		※1
登校途中	自力通学	徒歩等 公共交通機関利用	安全確保 ↓ 家庭・学校へ連絡	通学路を通して保護者の迎えを依頼 最寄り駅等で電車等の動向を確認して帰宅等の対応を保護者に依頼	学校からも確認に向かいます ※1※2
	保護者送迎		登校は見合わせて帰宅		
	S B		学校まで運行予定（状況によっては避難場所待機）	災害発生や地震情報発表後の乗車は行いません。 ・乗車前の児童生徒は帰宅 ・停留所まで自力通学の児童生徒は、停留所まで保護者の迎えを依頼 ・乗車済みの児童生徒は、学校まで保護者の迎えを依頼 ・状況により、スクールバス避難場所まで保護者の迎えを依頼	※1 ※2
	訪問教育		授業中止	訪問しない	※1
在校中	自力通学		授業中止 ↓ 安全確認	学校まで保護者の迎えを依頼	※1 ※2
	保護者送迎			保護者の迎えを依頼	
	スクールバス			寄宿舎は閉舎。学校まで保護者の迎えを依頼	
	寄宿舎				
下校中	訪問教育		授業中止 →安全確保	安全確認でき次第、職員は帰校。	※1
	自力通学	徒歩等 公共交通機関利用	安全確保 ↓ 家庭・学校へ連絡	通学路を通して保護者の迎えを依頼 最寄り駅等で電車等の動向を確認して帰宅等の対応を保護者に依頼	学校からも確認に向かいます ※1※2
	S B		終点まで運行（状況により避難場所待機）	・停留所で保護者に引き渡し ・停留所から自力通学の生徒は、保護者の迎えを依頼 →（スクールバス避難場所まで保護者の迎えを依頼）	※1 ※2

※1 メール、電話、災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル「171」、プリントの配付等、状況に応じた方法で、学校再開に向けた連絡をします。

※2 学校への迎えは、原則として保護者の方でお願いします。福祉サービス事業所等の利用が想定される場合は、あらかじめ利用事業所と対応について確認をしておいてください。

【大規模地震・大規模災害等発生時災害発生時の留意事項】

- ・地震や災害等の発生時には、様々な被害が予想されます。お迎えの際には、安全を最優先に行動してください。
- ・学校へ迎えに来られた際は引き渡しカードの記入をお願いし、引き渡しの間違いがないようにしますので御理解、御協力をお願いします。
- ・自力通学者については学校からも所在の確認を行い、お子様を安全に保護するための対応をとりますので、学校と連絡がとれるようにしておいてください。
- ・在宅時に大規模地震や災害が発生した場合は、別紙で記述をお願いした「緊急連絡先カード」の情報に基づいて、学校から安否確認をさせていただきます。
- ・「災害用伝言板」または「災害用伝言ダイヤル(171)」で「安否の登録」をお願いします。

(3) 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の対応（原則として）

- ・南海トラフ地震臨時情報(調査中もしくは巨大地震注意)が発表された場合は、通常どおりの教育活動を継続します。(巨大地震警戒)が発表された場合は、臨時休業となり、保護者の方にお迎えを依頼します。その際、同時に大津波・津波警報が発報されている場合は、「愛知県津波浸水想定区域」に在住の幼児児童生徒は、安全確保のため学校で待機します。学校からの連絡を随時御確認ください。
- ・校外活動については、いずれかの南海トラフ地震臨時情報発表後に出発する場合は中止し、校外での活動中の場合は、安全確認の上、帰校します。
- ・詳細については、学校HPの各種警報及び災害等発表時の対応を御覧ください。

(4) 「災害用伝言板」の登録方法および「災害用伝言ダイヤル(171)」の利用方法について御参考ください。

① 携帯電話（スマホ）でのダウンロード（機種によって多少操作方法等に違いがあります）

ドコモ	 災害用キット（アプリ） ⇒ 災害用伝言板（通常版）
a u	 +メッセージ（アプリ）⇒  au 災害対策 ⇒ 災害用伝言板
ソフトバンク	 災害用伝言板（アプリ） ⇒ 災害用伝言板

※ その他フューチャーフォン（通称ガラケー）、格安スマートフォン等の災害用伝言板の利用方法については各社のHP等で御確認ください。アプリでの御利用が難しい場合は、インターネットの災害用伝言板(web171)に登録して利用していただくか、下記の③「災害用伝言ダイヤル(171)」を御利用ください。

② 学校アドレスの登録（「災害用伝言板」のお知らせメール登録）

ドコモ	My docomo→設定→ライフサポート→災害用伝言板登録お知らせメール設定
a u	安否お知らせメール設定
ソフトバンク	自動Eメール送信設定

上記の設定より、学校の伝言アドレス（右 QR コード参照）

ichitokul38@ichinomiya-sh.aichi-c.ed.jp を登録する。



③「災害用伝言ダイヤル(171)」の利用方法（災害用伝言板の利用が難しい場合）

- ①『171』→（音声案内）→②『1』→（音声案内）
 →③『自宅の電話番号（緊急連絡先カードに記入した電話番号）』→（音声案内）
 →④録音（安否状況・幼児児童生徒の送迎予定等）

(5) 愛知県を含む地域に緊急情報（Jアラートミサイル情報等）が発信された場合の対応

愛知県を含む地域に緊急情報が発信された際には、行政からの指示とともに本校からのメールも随時御確認ください。（具体的な学校の対応については学校HPを御参照ください）
 また、弾道ミサイル落下時の行動については、内閣官房ホームページ（国民保護ポータルサイト）に掲載されています。

7 不審者侵入（出沒）時の対応

不審者の侵入及び不審者等の出沒情報受信時の対応について、幼児児童生徒の安全確保を最優先にした基本的な対応策をマニュアル化して備えています。

下記に発生時の対応を記載しましたが、状況によっては学校からお迎えなどの連絡や注意喚起の案内をさせていただきます。

(1) 不審者侵入、不審者出沒情報受信時の対応

	不審者侵入時	不審者情報受信時
安全確保行動	ア 教室の施錠、バリケード イ 説得、監視、周辺巡回 ウ 警察への連絡、対応協議 エ けが人などの処置対応 など	ア 教室待機、情報収集 イ 校門閉門、見張り ウ 周辺巡回 など
事後対応 （状況に応じて）	家庭への迎えの依頼 「引き渡しカード」を使用して引き渡しを行います。	注意喚起の案内 ・マチコミメールで注意喚起の連絡をします。 ・必要に応じて注意喚起のプリントを配付します。 ・校内の不審者情報板に概要を掲示します。

※ 緊急時の迎えの際には、「引き渡しカード」への記入をお願いします。

※ 福祉サービスなどを利用して送迎されている場合も、できるだけ保護者の方でお迎えをお願いします。

(2) 校門の閉門対応

不審者対策の一環として、校門の閉門を行っています。閉門時間に入退校される場合は、通過後に校門を閉じるようお願いします。

適用する門	閉 門 時 間
正門 北西門	10:00～13:00、13:40～14:30

(3) その他

「入校許可証」及び「校内通行証」は不審者対策の一環として発行しています。

8 医薬品使用の管理・介助について

学校での個人の薬は、自己管理または保護者による管理が原則ですが、在校時に薬の管理、服用の介助が必要な際は、下記のように学校職員が管理、服用の介助をします。

(1) 学校職員が管理・介助ができる医薬品

- ・服用時の本人の容態が安定していること。

例) 毎日昼食後に服用する抗てんかん薬 臨時的に飲む風邪薬
決まった時間に点眼・塗布する薬

※「容態が安定している」とは、例えば以下のようなものです。

- ・発熱していない、軽症の風邪
- ・通常ではない発作を繰り返していない。
- ・薬を服用する際に、学校職員の判断が必要ない（「〇〇してきたら薬を飲ませて」は不可）

※とんぷく薬（発熱時や発作時に使用するもの）は「医薬品使用の管理・介助依頼書」では受け付けません。

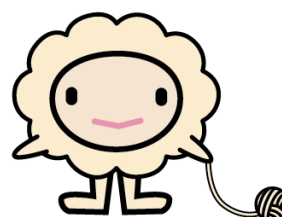
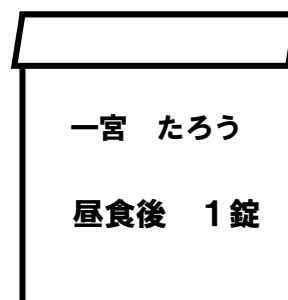
- ・本人に対して、医師が処方したもの。
- ・家庭で使用して効果や安全が確認されているもの。

(2) 医薬品使用の管理・介助依頼書について

- ・学校での薬の服薬(使用)の管理・介助が必要なときに「添付2 医薬品使用の管理・介助依頼書」を担当へ渡してください。
- ・新しいものが必要なときは、その都度お渡しします。
- ・薬の説明書等があれば、コピーを添付してください。

(3) 預ける薬について

- ・1日分を毎日持ってきてください。
- ・薬は1回分を小袋に入れてください。(点眼・塗布薬は別)
- ・右図のように、袋に氏名及び1回の分量と服薬時間を明記してください。
(病院の薬袋でも可)
- ・特別な保管方法でなければ、連絡袋等に入れてください。
- ・内服する薬は、水や白湯、ご飯に混ぜるなど、学校で対応しやすい方法をお知らせください。
- ・服用した薬の袋は持ち帰ります。



9 出席停止について

学校保健安全法に基づく出席停止は下記のとおりです。下記に示す「学校で予防すべき感染症」にかかった場合は、学校へ連絡していただき、御家庭にて療養してください。

なお、疾病が治癒し登校される場合は、「添付1 治癒報告書」を御提出ください。

(1) 学校で予防すべき感染症と出席停止期間のめやす

<第 1 種> 治癒するまで出席停止です。 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、その他新しい感染症など大規模に流行の危険がある感染症	
<第 2 種> 感染症によって出席停止期間が異なります。	
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼稚部は 3 日）を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで ＊出席停止の解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨。
百日ぜき	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳の後ろ（耳下腺）、あごの下（顎下腺）又は舌の下（舌下腺）のはれ（腫脹）が現れた後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになる（痂皮化する）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消失した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
<第 3 種> 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止です。 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ熱） その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病など）	

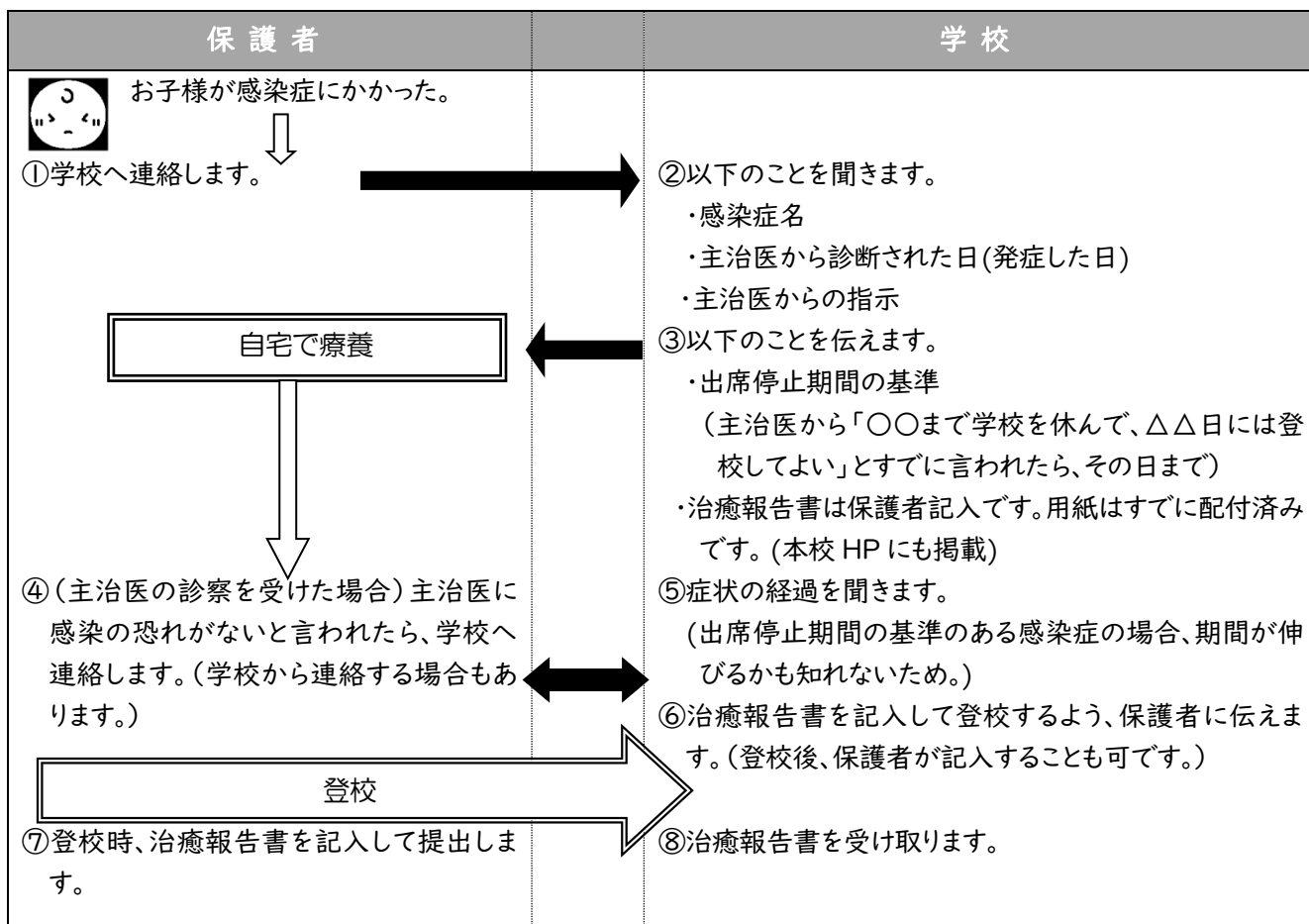
【注意事項】

- ・検査では陰性でも、主治医の指示により投薬治療等を行って登校しないように指示された場合、該当期間は出席停止とします。
- ・第2種の感染症について、医師が感染症予防上支障ないと認めたときは、表中の出席停止期間によりません。
- ・「学校で予防すべき感染症」の第1種または第2種について

【家族の中でかかっている ・流行地域から通学している ・流行地域を旅行した場合】

必要に応じて「出席停止」をお願いすることがあります。（御家族に感染している方がいる場合、主治医にお子様の学校での対応を聞いていただけるとよいです。）

- ・「学校で予防すべき感染症」にない感染症についても、流行の予防上「出席停止」をお願いすることがあります。
- ・「治癒報告書」は学校ホームページからもダウンロードできます。



(2) 出席停止から再登校までの流れ

出席停止期間中は、主治医の指示に従い、自宅等でゆっくり休んでください。また、出席停止期間が明けても体調が万全でない場合は、自宅にて静養することをお勧めします。

(3) 本校の感染症対策

- ・マスク着用は個人の判断が基本となります。しかし、感染症の流行がみられる場合には、マスクの着用を推奨しております。
- ・在校中は、検温(登校後、給食前、下校前)や健康観察を実施します。
- ・幼児児童生徒は、登校時や給食の前後、外から教室に入ったときなどの機会に手洗いを実施します。
- ・気候上可能な限り、常時換気に努めます。常時換気が難しい場合は、授業の合間に換気するなどこまめな換気を行います。
- ・咳、くしゃみをする際は、他者に飛沫を飛ばさないよう、適切に咳エチケットを行うようにします。
- ・通常の清掃活動により、清潔な環境を保ちます。

10 非常時用「レスキューセット（カード・常備薬）」作成について

緊急時や大規模災害時に備えて、非常時用健康情報記載カード（以下、「レスキューカード」）の作成と災害時用常備薬の携帯をお願いしています。レスキューカードの取り扱いにつきましては、下記のとおりです。

(1) 目的

- ・校外学習時や登下校時等、校外で緊急の事態が起こった場合、お子様の健康情報を救助者や医療関係者に伝えられるようにするため。【健康情報】
- ・学校内でも緊急にお子様の情報や薬を必要とする場合に利用するため。【健康情報・個別マニュアル・常備薬】
- ・在校時に大規模災害が起きて帰宅困難となった場合に対応できるようにするため。【常備薬】

(2) レスキューセットの内容

ジッパー付き透明袋に以下のア～ウを入れます。（詳しくは次ページ「レスキューセットの作り方」を御覧ください。）

ア レスキューカード

イ 薬の説明書のコピー

ウ 3日分の常備薬（1回分に小分けする） ※薬の期限を確認！！

※ 常備薬は誰でも介助できるように以下のようにしてください。

- ・医師から処方されたもの
- ・1回分ずつ小分けされたもの
- ・常温保存のもの

※ 学校で医療的ケアを受けているお子様は、医療的ケアの個別マニュアルを学校にて入れさせていただきます。

(3) 初めてレスキューセットを作成される方

ア 学校から作成用セットをお渡しします。

イ 御家庭で作成し、お子様の車椅子のポケットやかばん等、常に携帯できるようにしてください。

ウ 記載内容や薬に変更がありましたら、その都度訂正や取り替えをお願いします。

(4) すでにレスキューセットをお持ちの方

ア 内容を確認してください。

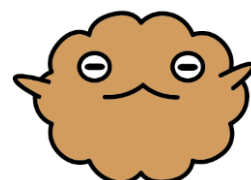
イ お子様の車椅子のポケットやかばん等、常に携帯できるようにしてください。

ウ 記載内容や薬に変更がありましたら、その都度訂正や取り替えをお願いします。

(5) 備考

レスキューセットを携帯している場合、必要時に記載内容に基づいて救助・介助をすることとなります。随時内容を確認していただき、お子様の現在の健康状態に合ったものにしておいてください。

なお、レスキューカード内の情報は目的以外の利用はいたしません。



(6) レスキューセットの作り方

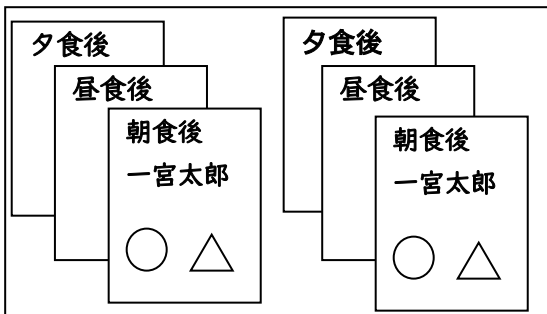
①レスキューカード

(※記入例を参考に、記入してください。)

②薬の説明書のコピー

③ いつも使う薬を小分けして袋に入れる

- ・ 3日分 ・ 常温保管のもの
- ・ 服用時間と名前を記入



ジップ付透明袋
に入れてくださ
い。

※医療的ケアを受けているお子様
学校にて、医療的ケア個別マニユ
アルも入れさせていただきます。

記入例

名前	一宮 太郎	生年月日	H2.4.5	血液型	A
主障害名	脳性まひ	緊急連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (名前 一宮一郎 (父))		
※該当項目に○をし、() に内容を記入してください。					
	経過観察の症状	緊急時の症状	緊急時の対応		
持病	てんかん (なし ・ <u>あり</u>)	手足がびくっと伸びて、固まる。 3秒位。	白目になり、手足をばたつかせ る。1分位	発作が3分以上続くとき、チア ノーゼが出るときは救急搬送	
	アレルギー (なし ・ <u>あり</u>)				
	その他 ()				
	その他 ()				
薬	いつも飲む薬 (なし ・ <u>あり</u>)	※薬の説明書(またはお薬手帳)のコピーを一緒に付けてください。 <u>抗てんかん薬</u> ・ 心臓の薬 ・ その他()			
	緊急時に飲む薬 (<u>なし</u> ・ <u>あり</u>)	※薬の説明書(またはお薬手帳)のコピーを一緒に付けてください。			
日常的に必要な医療		・ 吸引 ・ 吸入(薬) ・ 経管栄養 ・ その他()			
食形態		・ 普通 ・ 粗刻み ・ 細きざみ ・ <u>ペースト</u> ・ 経管栄養			
その他注意する事項					
病院	主治医の病院	病院名 A病院 ・ 小児科 主治医 ○○先生	電話番号	1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0	
	緊急時の病院	病院名 特になし	電話番号		

Ⅱ 緊急時に使用する医療用医薬品について

学校管理下において、てんかん、アナフィラキシー、低血糖の症状が出現した際に、医師の指示により速やかな対応が必要である幼児児童生徒に対し、教職員による医療用医薬品の使用は、下記のように対応します。詳しい説明を聞きたい方は、担任までお知らせください。

(1) 緊急時に使用する医療用医薬品

- ア アレルギー疾患のある幼児児童生徒がアナフィラキシー発症時に使用するエピペン®
- イ てんかん発作を起こした場合に使用するジアゼパム(ダイアップ®)などの坐薬およびブコラム®
- ウ 重症の低血糖を起こした場合に使用するバクスミー®

(2) 緊急的に医療用医薬品を使用する場合の条件

- ア 発作時に速やかに医療用医薬品を使用するよう医師の指示があること
 - イ 医師による治療、経過観察が年1回以上、定期的に行われていること。
以下の場合、学校での医療用医薬品使用の必要性について検討する。
 - ・医療用医薬品の使用実績がない場合
 - ・医療用医薬品の有用性が不明な場合
 - ・医療用医薬品を使用する症状が明らかでない場合
 - ・1年以上症状が起きておらず家庭でも医療用医薬品を使用していない場合
 - ・その他、医療用医薬品の使用を行う上で確認する必要がある場合など
 - ウ 保護者から依頼があること。保護者が本校の対応について理解・同意していること。
 - エ 医療用医薬品の使用が安全にできない場合、医療用医薬品の使用を中止し、救急搬送を優先する必要があることを保護者が理解していること。
- ※ ア～イの条件を確認し、校内にて検討した結果、依頼を受理しない場合もあります。

(3) 医療用医薬品使用の手続き

- ・学校より、希望する保護者に詳しい説明をします。その上で、学校にて医療用医薬品の使用が必要かどうかを主治医に相談してください。
- ・保護者からの申請書と主治医が記入した指示書の提出が必要です。次年度も継続する場合も同じです。
- ・個別対応マニュアルを学校で作成し、保護者に確認後、校内で検討します。検討の結果、申請を受理する場合は、決定を通知します。受理しない場合は、学校と保護者とで今後の対応について決めます。

(4) 医療用医薬品の保管期間

- ・医療用医薬品の保管期間は、同意書提出日からその年度の最終登校日までです。
- ・提出された薬は、原則保健室にて保管します。ただし、本人の近くに保管しておいた方がよいものについては別途保管場所を決めます。

(5) 発作等が起きた時の対応

- ・発作等の症状が見られた場合、担任が保護者に連絡します。
- ・保護者による医療用医薬品の使用が困難な場合、教職員がマニュアルに従い対応します。
- ・教職員による医療用医薬品の使用後は、救急搬送します。その間、保護者には経過を報告します。

12 医療的ケアについて

特別支援学校に在籍する医療的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、健康で快適な状態をサポートするための行為で、医師あるいは看護師による指導を受けた保護者が、家庭において日常的に実施している内容に限り、看護師が保護者に代わって実施するものです。医ケアは、医療機関としてのケアではなく、教育機関での支援として実施します。

学校管理下において、医療的ケア（経管栄養・痰の吸引・導尿など）が必要であると医師が指示している幼児児童生徒に対し、保護者の希望があった場合に、本校の看護師が対応します。詳しい説明を聞きたい方は、担任までお知らせください。

なお、令和 7 年度は愛知県立の肢体不自由特別支援学校を対象に「医療的ケア児通学支援モデル事業及び校外学習付添モデル事業」が施行されます。つきましては、4月の医療的ケア保護者説明会の際に、その内容について御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

13 学校給食について

(1) 欠食について

- ・希望日の2週間前の金曜日の午前9時までに担任に連絡してください。（金曜日が祝日の場合はその前日）
- ・学期はじめや年度末の締め切りは、別途連絡します。また、食材の注文の都合上欠食できないことがあります。
- ・欠食の届出のない欠席日の給食費は、保護者負担となります。
- ・欠食をした日に登校する場合は、弁当を持参してください。

(2) 食形態の変更について

希望がありましたら、担任にお知らせください。



14 専門機関との連携について（自立活動）

4つの連携 ～本校の連携について

連携は、保護者の了解
を得て実施します。



保護者が一緒に
参加できます。

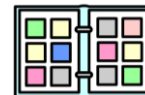
(1) 自立活動ケース研修

- ・ 連携先：愛知教育大学 森崎博志先生
- ・ 対 象：全校幼児児童生徒
- ・ 内 容：運動課題についての学習内容や支援方法などのアドバイスを受けることができます。



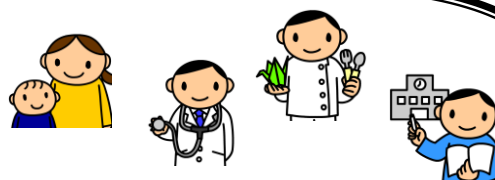
(2) 支援機器及び日常生活用具の相談会

- ・ 連携先：日本福祉大学 渡辺崇史先生
なごや福祉用具プラザ 富板 充作業療法士
長束晶夫リハビリテーション工学技士
- ・ 対 象：全校幼児児童生徒
- ・ 内 容：生活や学習をする上での困りごとについて、支援方法や有効な機器などのアドバイスを受けることができます。



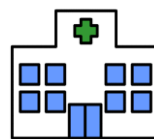
(3) 青い鳥との医療等カンファレンス

- ・ 連携先：愛知県青い鳥医療療育センター
- ・ 対 象：青い鳥で整形外科を受診し、リハビリを受けている幼児児童生徒。
- ・ 内 容：家庭、学校、医療担当者が集まってカンファレンスを行います。
さまざまな立場の人が一人の子供について話し合い、共通理解を図ることで、問題の解決やより豊かな生活を送る方法を考えていきます。



(4) 整形外科校医との相談会

- ・連携先：岩田整形外科医院 岩田 佳久先生（学校医）
- ・対 象：全校幼児児童生徒
- ・内 容：整形外科的な悩みや不安、疑問等について校医に気軽に相談できる機会です。



医療の立場からの専門的・具体的なアドバイスを受けることができます。

日常生活
の問題点

※連携の詳細は、担任に
問い合わせてください。

学習面
の問題点

※連携を希望する際は、
担任まで御連絡ください。

体の悩み
や不安

さまざまな連携を
是非御活用ください！

支援機器
補助具

～連絡ノートについて～

連絡ノート

氏名

月 日 ()	月 日 ()
学校から	家庭から
医療機関から	
月 日 ()	月 日 ()
学校から	家庭から
医療機関から	

※ リハビリ機関と学校、家庭の連携ツールとして
使います。

- ・子どもたちの様子の情報交換
- ・「学校ではこんな様子です」という学校の様子の報告
- ・「こんなことをしています」という報告
- ・「何から始めたら…」などの質問
- ・「どんな方法がいいのか…」などの相談

同じ子どもに関わる人たちが気づいた点を気軽に伝え合っていくノートです。

利用については、年度当初に担任と御確認ください。

15 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において幼児児童生徒が災害（けが等）に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度です。制度の概要は下記のとおりです。

御理解の上、「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入同意書」を期日までに各担任へ御提出ください。なお、保護者負担金は5月の集金日に徴収いたします。

お子様が学校管理下でけが等をされた場合は、この制度が適用されます。その際は担任へお知らせください。

(1) 共済掛金 保護者負担額（年額）

	金額		金額
幼稚部	210 円	小学部	460 円
中学部	460 円	高等部	1,770 円

(2) 給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷 疾病	学校の管理下で生じた事由によるもので、医療費 5,000 円以上(病院窓口で支払う額が 1,500 円以上)のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の 4/10 ・医療費分として医療費総額の 3/10（窓口支払い分） ・療養雑費分 1/10 ※公的医療制度の利用にて自己負担額がない場合、支給額は、医療保険並みの療養に要する費用の 1/10 です。
	※疾病の場合は、以下のもの 給食等による中毒・ガスによる中毒・溺水・熱中症・異物の嚥下または迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	学校管理下の負傷および上記の疾病が治った後に残った障害で、程度に応じて 1 級から 14 級に区分される。	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 （通学中の場合は半額）
死亡	学校管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円 （突然死及び通学中の場合は半額）
	学校管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	
	学校管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400 万円（通学中も同額）

(3) 給付の対象とされる学校管理下の範囲

学校管理下の範囲	例
教育課程に基づく授業中	例：授業、運動会、遠足、修学旅行など
学校の教育計画に基づく課外指導中	例：学校として参加する大会やその練習など
休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例：始業前、放課中、給食中、放課後
通常の経路及び方法により通学する場合	例：登下校中 ※放課後等デイサービス事業や送迎ヘルパーを利用する場合は、その事業者の職員に引き渡す前まで。
その他、これらに準ずる場合	例：寄宿舎

(4) 備考

- ア 医療費は、医療保険(健康保険・国民健康保険など)で受けられる療養が対象です。
- イ 同一の災害の傷病について、初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう 10 割分)が 500 点(5,000 円)以上要したもののについて給付されます。
- ウ 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。見舞金については、平成 17 年度以降に給付事由が生じた場合の額です。
- エ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- オ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- カ 他の法令の規定による給付等(身障者医療費受給者証や子ども医療制度)を受けたときは、その限度において給付を行わない場合があります。
- キ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する幼・小・中学部の幼児児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ク 高等部の生徒が、故意または自己の重大な過失などにより、負傷・疾病等にかかった場合、災害共済給付の一部もしくは全部を行わない場合があります。
- ケ 総合病院を受診した場合、選定療養費が発生する場合がありますので、御了承ください。

※ 詳しくは、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページを御覧ください。
(<http://www.jpnспорт.go.jp/anzen/>)

16 中学部・高等部生徒の服装・頭髪・持ち物等について

(1) 日常の服装について

- ・ 日常の学校生活では活動のしやすい服装で結構です。ただし華美でなく、露出が少ないものにしてください。
- ・ 体育、自立活動、運動会等体育的な行事時は、トレーニングウェア等の動きやすい服装が望ましいです。夏期は半袖シャツ、ハーフパンツ等を着用して体温調節に配慮をお願いします。必要に応じて帽子（華美でないもの）を着用しても結構です。

(2) 儀式・行事等の服装について

- ・ 上衣は白のカッターシャツ、ブラウスまたはポロシャツ、下衣は単色の黒または紺のスラックスまたはスカート(膝丈の長さ)を標準服とします。
- ・ 冬季は、上に単色の黒または紺の上着もしくはカーディガン等を着用してください。（黒詰め襟学生服やセーラー服でも結構です）

着用日	中学部	行事日（入学式、卒業式、始業式、終業式など）。
	高等部	行事日（入学式、卒業式、始業式、終業式など）、校外行事、及び、自力通学生徒は登下校時も着用が望ましい。

(3) 防寒着・上履きについて

- ・ 必要に応じてコート、マフラー、手袋等（華美でないもの）を着用しても結構です。
- ・ 履き替えが可能な生徒は、昇降口にて上履きに履き替えてください。

(4) 頭髪・身だしなみについて

- ・ パーマ、髪の色・脱色等は、不可とします。
- ・ 長い髪は、ヘアピンやヘアゴム等でまとめるようにするのが望ましいです。

(5) 持ち物について

- ・ 腕時計 必要に応じて着用可（自己管理としますので高価な物は避けましょう）
- ・ 携帯電話は原則学校への携行は不可とします。ただし、自力通学の生徒で通学の安全上必要である場合は、許可申請した上で携行が可能です。（在校時は担任に預けましょう）
- ・ その他、学校生活に不要な物は、身に付けたり持ち込んだりしないでください。特別な事情がある場合は担任に相談してください。

(6) 自動車運転免許取得について

- ・ 原則、認めていません。ただし、卒業後の進路等の関係で必要となる場合のみ、在学中の自動車学校入校を許可する場合があります。詳しくは担任に相談してください。

(7) アルバイトについて

- ・ 原則、認めていません。ただし、長期休業中に、社会参加・社会適応の目的で、勤務条件や体調管理等が良好な場合にのみ許可する場合があります。詳しくは担任に相談してください。

(8) 自力通学について

- ・ 登下校を全て自力で行う場合を「自力通学」、登校のみ・下校のみなどの場合は「条件付き自力通学」とし、許可をします。手続きの手順は担任に相談してください。

17 成年年齢の引き下げに伴う本校の対応について

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）により、令和 4 年 4 月 1 日から、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられました。この法改正により、全ての生徒が在学中に成年年齢に達し、生徒単独で契約を締結でき、進路決定など自分で行えるようになります。しかし、若年者としてはまだ成長の過程にあり、成年年齢に達している、いないにかかわらず、若年者が健やかに成長し、社会的に自立するためには支援が必要であり、法律の改正後においても御家庭との連携が重要であると考えています。

つきましては、保護者の皆様には、お子様が成年年齢に達した後も、生徒指導や進路指導、各種の手続きや授業料等の費用の納付などにおいて、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。また、学校からの案内文書等についても、在学期間を通して保護者様宛としたいと考えておりますので、御理解御協力をよろしくお願いいたします。

18 連絡先

- (1) 平日 【通常授業日】 7:45～17:30 【長期休業中】 8:15～17:15
 - ・職員室 (0586) 51-2221
 - ・事務室 (0586) 78-4635
- (2) 土・日・祝日・年末年始・学校閉庁日（緊急連絡用）
 - ・学校携帯 090-8675-5801

19 ラーケーションの日について

(1) ラーケーションの日とは

愛知県全体のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す、「休み方改革」プロジェクトの中で生まれた「ラーケーションの日」は、子どもの学び（ラーニング）と保護者の休み（バケーション）を組み合わせ、愛知県発の新しい学び方・休み方です。

子どもが保護者等とともに、校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行する日 —— それが「ラーケーションの日」です。

校外での自主学習であるため、学校に登校しなくても欠席とせず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。保護者等の休暇に合わせて届け出をし、年3回まで取ることができます。

(2) 届け出の方法

連絡帳、月予定表、電話などにより「『ラーケーションの日』で休む」旨を保護者から届け出てください。

(4) 届け出期限

取得する日の2週間前の金曜日まで

（ただし、欠食できないことを前提に前日でも大丈夫です）

(5) その他

- ・ラーケーションを取得できない日は設定していませんが、行事等を御確認の上、届け出ていただくようお願いいたします。
- ・御不明な点がございましたら、担任までお問合わせください。

20 その他

(1) 欠席・遅刻の連絡について

欠席・遅刻・早退など事前に決まっている場合は、月予定表や連絡帳等でなるべく早く、担任まで知らせてください。給食の欠食などの手配をします。

前日や当日に連絡する場合は、当日8時10分までであればマチコミアプリでも連絡が可能です。それ以降は、学校まで電話連絡をお願いいたします。また、スクールバスへの連絡は、各自でお願いいたします。

(2) 個人情報の保護について

学校では、「個人情報の掲載についての調査結果」に基づいて写真等の掲載をします。

SNSでの投稿やメールやラインでの送信等、個人が特定できる内容に関しては、お控えください。

(3) 居住地校交流について(小・中学部)

希望される方は、担任にお知らせください。

(4) 行事等の付添いについて

医療的ケアやお子様の健康上の配慮および安全確保のために、付添いをお願いする場合があります。その際は、御協力をお願いします。

(5) まちコミメール登録について

メールアドレスが変更になった場合は、再登録が必要になりますので、担任までお知らせください。

(6) 温水プール指導について

令和7年度の「温水プール指導」は、6月上旬から9月下旬まで行う予定です。

(7) 学校徴収金について

P T A総会の配付物「学校徴収金会計運営協議会資料」を御参照ください。



